

京都市建築基準法施行細則及び京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市建築基準法施行細則及び京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改める。

第9条第1項第1号中「若しくは第5項の」を「、第5項若しくは第6項の」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「はさまれた」を「挟まれた」に改める。

別表第2備考2中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号」に改める。

第3号様式注以外の部分中「管こう配」を「管勾配」に改める。

第5号様式注以外の部分中

「

地階の住宅の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	を
共同住宅の共用の廊下等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
自動車車庫等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

」

「

容積率の算定の基礎となる延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	に
------------------	--------	--------	--------	---

」

改め、同様式注中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 容積率の算定の基礎となる延べ面積の欄は、建築基準法第52条第3項及び第6

項並びに建築基準法施行令第2条第1項第4号及び同条第3項の規定により算定した面積を記入してください。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 祇園町南側伝統的景観保全地区の項中「こう配」を「勾配」に、「日本瓦<sup>がわら</sup>」を「日本瓦」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(都市計画局建築指導部建築指導課，同部建築審査課)